

# 授業料等減免多子世帯支援拡充について

2025年度(令和7年度)より、多子世帯(子どもが3人以上)の大学授業料無償化(国が定める一定額まで授業料等、入学金を

無償とする制度)が始まります。この制度は、多子世帯の方が、所得制限なく授業料等の減免を受けることができます。

また、新たに【多子世帯】区分を設け、第Ⅰ～Ⅲ区分に加え、「第Ⅰ区分(多子世帯)」「第Ⅱ区分(多子世帯)」「第Ⅲ区分(多子世帯)」が設立されました。

## 《支援内容》

授業料 70 万円(年額)・入学金 20 万円(新入生)

※春学期・秋学期それぞれ 35 万円ずつ減免されます。

※授業料のみ減免される制度なので、施設費、諸納金等は減免対象ではありません。

**注意:** 授業料が全て無償化される制度ではありません。

## 《申請方法》

◆在学生(高校で予約採用に申請していない学生)◆

日本学生支援機構給付奨学金在学採用(春学期)の説明会に参加してください。

※申請希望の方は[こちら](#)。

**注意 1:** 申請時期は 4 月上旬、採否が判明するのは 7 月の予定です。

**注意 2:** 【多子世帯】で採用の場合、給付奨学金の支給は対象外となり支給額は 0 円です。

◆予約採用候補者の方◆

日本学生支援機構奨学金に高校等を通じて予約採用を申請し、「令和7年度大学等奨学生採用候補者決定通知」をお持ちの方は以下を参照してください。

## 例 1) 【給付奨学金:候補者決定】【多子世帯〇】

### 1. 申込内容及び選考結果

申込内容		給付奨学金	貸与奨学金			入学時特別増額貸与奨学金
		希望する	併用貸与・第一種奨学金・第二種奨学金の審査を希望する			希望する
選考結果		給付奨学金 <sup>(※4)</sup>	貸与奨学金			
		候補者決定	ア～ウのうち、「候補者決定」と記載のものを1つだけ選択できます			
		支援区分: 第Ⅱ区分	ア: 併用貸与 <sup>(※1)</sup>	イ: 第一種奨学金	ウ: 第二種奨学金	
		【多子世帯〇】	候補者決定	候補者決定	候補者決定	
要件確認 <sup>(※2)</sup>	国籍・在留資格等	○	○	○	○	○
	家計に関する基準	○	○	○	○	○
	学業成績・学修意欲に関する基準	○	○	○	○	○
	高卒後の期間、高卒認定合格(見込)	○	○	○	○	○
	マイナンバー関係書類の提出	○	○	○	○	○
	その他必要書類の提出 <sup>(※3)</sup>	○	○	○	○	○

※例 1) 【給付奨学金:候補者決定】【多子世帯〇】の方は、候補者決定しているので、予約採用候補者説明会に参加してください。〈予約採用候補者説明会は[こちら](#)〉

## 例 2) 【給付奨学金:不採用】【多子世帯○】

### 1. 申込内容及び選考結果

申込内容		給付奨学金	貸与奨学金			入学時特別増額貸与奨学金
		希望する	併用貸与・第一種奨学金・第二種奨学金の審査を希望する			希望する
選考結果		給付奨学金 <sup>(※4)</sup>	貸与奨学金			
		不採用 【多子世帯○】	ア～ウのうち、「候補者決定」と記載のものを1つだけ選択できます			
			ア：併用貸与 <sup>(※1)</sup>	イ：第一種奨学金	ウ：第二種奨学金	
			候補者決定	候補者決定	候補者決定	
要件確認	国籍・在留資格等	○	○	○	○	
	家計に関する基準	○	○	○	○	
	学業成績・学修意欲に関する基準	○	○	○	○	
	高卒後の期間、高卒認定合格(見込)	○	○	○	○	
	マイナンバー関係書類の提出	○	○	○	○	
	その他必要書類の提出 <sup>(※3)</sup>	○	○	○	○	

※例 2) 【給付奨学金:不採用】【多子世帯○】の方は、給付奨学金在学採用(春学期)説明会に参加してください。  
 <給付奨学金在学採用(春学期)説明会は[こちら](#)>

#### 《対象者》

生計維持者が税法上扶養する子どもの数が3人以上の世帯で、学業要件・資産要件を満たした学生。

※多子世帯の判定は日本学生支援機構(JASSO)がマイナンバーを通じて行います。大学側では多子世帯の要件を判定できません。扶養状況は原則として申請時点で確定している前年以前の12月31日時点の住民税の課税情報によって行います(2025年4月の申請時→2023年12月31日時点の情報)。

**注意:** アルバイト収入が多く生計維持者の扶養から外れている場合など、子どもとしてカウントされないケースもあり得ます。

#### ◎多子世帯要件◎

・生計維持者の扶養する子ども(地方税法上の扶養親族であり、生計維持者の扶養する子どもである者)が3人以上であること。

※「子ども」とは、生計維持者の地方税法上の扶養親族から、「いずれかの生計維持者の尊属である者」「扶養する生計維持者の年長者(生計維持者より先に生まれた者)」を除いた者

※学生等本人が生計維持者の扶養する子どもでない場合は支援対象外

・年齢・実子の要件ではなく、地方税法上の扶養親族であれば「子ども」に該当し得ます。

(生計維持者が父母2名の場合はそれぞれの扶養親族の数を合算します。)

・扶養親族であっても、生計維持者より年長の者又は生計維持者の尊属である者は「子ども」に該当しません。

#### ◎学業要件◎

・新生は、学修意欲があり、学修計画書を提出すること。

・在学は、標準単位を取得し、学修計画書を提出すること。

#### ◎資産要件◎

・資産額が3億円未満であること。

《既採用者について(2024 年度(令和 6 年度)以前採用者への対応)》

現在、給付奨学生として採用されている学生の中で、2024 年 10 月から適格認定(家計)によって停止中となっている学生が多子世帯に該当した場合、対象となります。

また、新たに申請する必要はありません。対象者は、日本学生支援機構が判定し、4月以降各自スカラネット・パーソナルで確認するか、KGU ポータルのお知らせを確認してください。

《併給調整後の第一種奨学金の貸与月額》

・給付奨学金(又は修学支援新制度の授業料等減免)と併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、第一種奨学金の貸与月額が併給調整されます。調整後の第一種奨学金の貸与月額(例)は次のとおりです。

学種	支援区分	私立	
		自宅通学※	自宅外通学
大学	第Ⅰ区分(多子世帯)	0円	0円
	第Ⅱ区分(多子世帯)	0円	0円
	第Ⅲ区分(多子世帯)	0円	0円
	第Ⅳ区分(多子世帯)	0円	0円
	多子世帯	0円	5,600円

以上